

事業計画概要書に対する知事意見書

7 長地環第 5－10 号
令和 8 年(2026 年) 9 月 7 日

株式会社ピースコンポスト
代表取締役 荒木 泰蔵 様

長野県長野地域振興局長

令和 7 年 8 月 6 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)	株式会社ピースコンポスト 代表取締役 荒木泰蔵 長野県埴科郡坂城町大字坂城4210番地103	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (Ⅰ)	一般廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県埴科郡坂城町大字坂城4210番52他 5 筆	
② 廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規 定するごみ処理施設 (一般廃棄物の堆肥化施設)	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・ 堆肥化する一般廃棄物 汚泥 (有機性のものに限る)、木くず、きのこ廃培地、生ごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	211.6 t / 日	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
➤申請の区分 (Ⅱ)	産業廃棄物処分量の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 4210 番 52 他 5 筆	
② 廃棄物の処理施設の種類	・ 産業廃棄物の堆肥化施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・ 堆肥化する産業廃棄物 汚泥 (有機性のものに限る)、動植物性残さ、廃油 (動植物性 のものに限る)、家畜ふん尿、廃酸 (食品廃棄物に限る)、廃 アルカリ (食品廃棄物に限る) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	211.6 t / 日	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 埴科郡坂城町坂城和平地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (3) ウ	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範 囲並びにその根拠	(範囲) 坂城町長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事 業場を有する者 周辺地域で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要 説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 8 年 9 月 26 日 (土) 午後 6 時から (場所) 和平公園 山の家 (埴科郡坂城町大字坂城 4210 番地 92)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲 についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関す る事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。

